

児童相談所における一時保護の手続等の在り方
に関する検討会
第1回 議事録

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

児童相談所における一時保護の手續等の在り方に関する検討会（第1回）

議事次第

日 時：令和2年9月18日（金）18：00～20：00

場 所：TKP市ヶ谷カンファレンスセンターホール4A（4階）

1. 開 会

2. 議 事

（1）検討会の開催について

（2）これまでの議論の経緯及び児童相談所への調査結果について

（3）今後の検討事項及び進め方について

3. 閉 会

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会」第1回を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本ワーキングチームの座長選任まで進行いたします、家庭福祉課虐待防止対策推進室室長補佐の金子と申します。よろしく願いいたします。

本日は、ウェブ会議も併用しまして、小平構成員、藤林構成員はウェブ会議での参加となっております。

また、構成員の出欠につきましては、宮口構成員から御欠席されるとの連絡をいただいております。

冒頭のカメラの撮影はここまでとさせていただきます。

(カメラ退室)

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 傍聴される皆様におかれましては、傍聴時の注意事項の厳守をお願いいたします。

それでは、資料の確認をいたします。

配付資料は右上に番号を付していますが、資料1から資料4まで及び参考資料1～2の計6点となっております。

資料1 児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会の開催について

資料2 一時保護の手続等の在り方に関するこれまでの議論等の概要

資料3 実態把握調査の結果（速報値）について

資料4 今後の検討事項及び進め方について（議論のためのたたき台）

ほか、参考資料2点を配付しております。

資料の欠落等がございましたら、事務局にお申しつけください。

なお、本ワーキングチームは原則として公開で開催し、資料及び議事録も公開することとしていますが、必要があると座長が認めた場合は会議を非公開とし、また、議事録に代えて議事要旨の公開となることもございます。

それでは、議事（1）、本検討会の開催について、事務局より説明を申し上げます。

資料1を御覧ください。

○野村大臣官房総務課企画官 子ども家庭局の企画官の野村でございます。よろしく願いいたします。

資料1を御用意いただければと思います。趣旨につきましてでございますが、平成29年の改正法附則4条、それから令和元年の改正法附則7条を踏まえまして検討を行う検討会を開催するという形で本検討会を位置づけさせていただいております。

構成、検討事項は資料のとおりでございます。

構成員については3枚目の別紙のとおりでございます。構成員の紹介をさせていただければと思いますけれども、別紙により順次御紹介をさせていただきます。

東京家庭裁判所家事第2部部総括判事の今井構成員でございます。

千葉県生実学校星久喜中学校分教室教諭の川瀬構成員でございます。

東北大学大学院法学研究科教授の久保野構成員でございます。

東京都児童相談センター相談援助課医長の小平構成員でございます。本日はオンラインでございます。

一橋大学大学院法学研究科教授の杉山構成員でございます。

三重県児童相談センター市町アドバイザーの鈴木構成員でございます。

早稲田大学大学院法務研究科教授の高田構成員でございます。

新横浜法律事務所弁護士の高橋構成員でございます。

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター参事、弁護士の土居構成員でございます。

花園大学社会福祉学部臨床心理学科教授の橋本構成員でございます。

名古屋市中央児童相談所主幹、弁護士の橋本構成員でございます。

Children's Views & Voices副代表の中村構成員でございます。

福岡市こども総合相談センター所長の藤林構成員でございます。本日はオンラインでございます。

NPO法人チャイルド・リソース・センター代表理事の宮口構成員は本日御欠席でございます。

江戸川区子ども家庭部一時保護課長の茂木構成員でございます。

認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク理事長の吉田構成員でございます。

以上でございます。

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 事務局の職員については、お手元の座席表にて紹介を省略させていただきます。

それでは、最初に座長の選任を行わせていただければと思います。

本検討会は、構成員の互選により座長を選任することとなっております。

構成員の皆様から御推薦をいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

高橋構成員、お願いします。

○高橋構成員 御経験、御経歴から考えて、吉田構成員にお願いするのがよいと思います。

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 吉田構成員の御推薦がございましたが、御異議はございませんか。

(首肯する委員あり)

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 御異議ありませんので、吉田構成員には本検討会の座長をお願いいたします。

それでは、座長より一言御挨拶をお願いいたします。

○吉田座長 皆さん、こんばんは。この検討会の座長を務めさせていただきます吉田でございます。

構成員の皆様方の御協力をいただき、当検討会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 ありがとうございます。

それでは、子ども家庭局長の渡辺からも一言御挨拶を申し上げさせていただければと思います。

○渡辺子ども家庭局長 子ども家庭局長の渡辺でございます。本日は遅れまして大変申し訳ございません。

先生方におかれましては、第1回の検討会にあたりまして、大変お忙しい中、この遅い時間の中、お集まりいただきましたことに厚く感謝を申し上げたいと思います。

本日からこの一時保護の手続等の在り方に関する課題等につきまして御検討いただくわけでございますが、開催にあたりまして、初めに私のほうから簡単にこの会を開催することになりました経緯について御説明を申し上げたいと思います。

まず、児童相談所が採る一時保護等の手続につきましては、平成29年に一つ大きな改正がございました。児童福祉法等の改正におきまして、一つは虐待を受けている児童等の保護者に対する指導について司法関与を強めるということ。それから、一時保護の延長につきましても家庭裁判所の審査を導入するという。さらに、接近禁止命令を行うことができる場合の拡大。こうした改正が平成29年の改正法で行われまして、その際にこの改正規定につきましては、施行後3年を目途として検討し、必要な見直しを行うということが規定されておりまして、今がまさにその3年目ということでございます。

また、昨年の6月に成立いたしました児童福祉法の改正の中でも、附則の中において1年後に検討を行って、必要な見直しを行うということがございまして、こうした過去の制度改正に伴う検討規定による見直しの期限が今年度末になっているということがこの会を立ち上げる一つのきっかけになったところでございます。

しかしながら、この改正以降におきましても、制度的な改正だけではなくて、例えば重篤な虐待事案におきまして、その原因の一つとして、一時保護の開始あるいは解除の際のアセスメントが必ずしも十分でなかったということもございましたし、また、度々報道等でも取り上げられますが、一時保護所の中の処遇の問題、例えば学校に通えないとか、自由な行動がなかなかできないといったことも児童の人権といったことから指摘をされておりますし、さらに虐待をした親と子どもが再び一緒に暮らせるような、言わば家族再統合といったことの悩みなどについても、本検討会にも御参加いただいておりますが、実際にこういう社会的養護の中で経験をされた当事者の方に指摘をいただいております。

したがって、本検討会では、先ほど申し上げました制度改正の検討規定ということはもちろん念頭に置きますけれども、単に制度的な話だけではなくて、まさにこのアセスメントや、あるいはそのカンファレンスの在り方、さらには一時保護所内での子どもの処遇の在り方、さらに、まだまだ日本では不十分なところがありますけれども、保護者支援プログラムといったものをどうやって広げていき、また、活用を促進していくかといったことも少し視野に入れながら、一時保護の開始、そして一時保護中、さらに解除という一連のプロセスの中で、それぞれの課題につきまして皆様方から忌憚のない御意見をいただ

き、それに基づいてまた御議論いただきたいと思っております。

長くなりましたけれども、今述べたことを含めまして、児童相談所における一時保護の
手続等の在り方について何が望ましいかということ幅広く御議論いただき、課題を整理、
検討していただきたいと考えておりますので、何とぞどうぞよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございます。

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 議事に入る前に、本日は検討会の議題に関する関係
者としまして、法務省民事局参事官の平田様、最高裁判所事務総局家庭局第二課長の木村
様にもお越しいただいております。

座長におかれては、今後、本検討会における関係者等としてお二方に御出席いただくこ
とについて御意見をいただいてもよろしいでしょうか。

○吉田座長 本検討会では、検討事項の一つとして一時保護等の措置に関する司法関与を
扱うため、最高裁判所や家事事件手続法を所管されている法務省にもぜひ御出席いただ
ければと考えております。

なお、今後、議論の状況によって、必要に応じて最高裁判所や法務省の御出席者からも
御発言をお願いすることもあり得るかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたし
ます。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

議事（２）「これまでの議論の経緯及び児童相談所への調査結果について」及び（３）
「今後の検討事項及び進め方について」に関し、資料２から資料４が事務局から提出され
ておりますので、これらについて事務局から説明をお願いいたします。

○野村大臣官房総務課企画官 それでは、御説明させていただければと思います。資料２
から資料４までを御準備いただければと思います。

資料２につきましては、実態把握調査の前に、先ほど局長の渡辺から申し上げさせてい
ただきました議論の経緯を資料として御用意させていただいたものになっております。資
料３は全国の児童相談所の実態把握調査ですが、これは平成28年の同種調査を更新したも
の、それから、これまでの制度改正を踏まえてどういう状況にあるかということを示した
ものでございます。それらの確認ということで、まずは資料２で議論の経過を確認させ
ていただければと思います。

１枚おめくりいただきまして、「一時保護の手続等の在り方に関するこれまでの議論の
概要」ということでございます。

平成28年に社会保障審議会児童部会専門委員会の報告におきまして、裁判所の関与の在
り方などを検討すべきことという御提言をいただき、平成28年の児福法の一部改正の中
で検討するという規定を置いた上で、検討会で「児童虐待対応における司法関与及び特別養
子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会議論の整理」がなされました。その整理
を踏まえまして、平成29年の児童福祉法等の一部改正といったところで司法関与の規定な
どの見直しといったところがされてございます。

また、令和元年に児童福祉法及び児童虐待防止法の一部改正といったところで施行後 1

年をめどに検討を行い、必要な措置を講ずるとされたところでございます。

その後、もろもろ資料がございますが、少し説明を割愛させていただきまして、15ページ目でございますけれども、その令和元年の改正法の中で附帯決議として数点約束をされているところでございます。一時保護の受皿の整備を早急に進めることと、一時保護中においても従前の学校に通学できるようにするなど、子どもの生活環境に配慮した一時保護所の環境改善に努めること、保護者への支援プログラムなどについての約束事が附帯決議でされているというところでございます。

資料3を確認いただければと思います。先ほど少し申し上げさせていただきましたが、全国の児童相談所219か所、回収率100%というところでの実態把握調査でございます。平成28年に同様の調査をしておりまして、その更新と、司法関与について新たに規定が盛り込まれたところの現状の確認などでございます。

2枚おめくりいただきまして、3ページ目から簡単に確認をさせていただければと思います。

まず、一時保護件数の総数でございますが、平成28年と比べまして約1万件から約1万3000件と約1.3倍に増加しております。一時保護件数のうち約84%が2か月未満で、逆に言えば2か月を超えるものが2割弱あるといった状況でございます。

4ページ目でございます。一時保護の原因についてですが、左側の円グラフを御確認いただければと思いますけれども、左下の平成28年の類似の調査だと虐待を原因とするものが5割程度、今回の調査結果であれば6割弱というところで増加しているところでございます。

なお、期間の分布については、平成28年の類似の調査と比較して傾向の変化は見られておりません。

5ページ目でございますが、親権者の同意のない一時保護の状況でございます。総数は先ほど御説明させていただきました1万3000件といったところでございますが、開始時点では全体の約22%で、そこから逡減してまいりますけれども、2か月经過時点では185件、全体の約9%というところで、1割弱が同意がないものとして残るところでございます。

なお、この調査結果につきましては、平成31年4月から令和元年7月までの4か月間に一時保護が終了したケースを対象に調査をしてございます。1年間の規模感といったところではないというところを御留意いただければと思います。

数ページ割愛させていただいて、9ページ目でございます。「一時保護の現状について」といったところではばらばらデータを御確認いただければと思いますが、一時保護の延長について、児童福祉法33条5項の申立てについての調査が数ページ続きます。その申立ての準備を開始する時点といったところでどれぐらいの日数でやっているかというところ、31～40日が最も多いという傾向がございます。

これについて、なぜそういったところなのかといいますと、1枚おめくりいただきまして10ページ目の一番下に（参考）として一時保護ガイドラインというところがございます。そ

のガイドラインの中に「実情に合わせて例えば遅くとも一時保護開始又は継続後40日程度までに意向を確認できるよう努める」という記載がございます。そのため、この上の表の中でも「31～40日」という欄では、同意がないまま1か月を経過した場合は申立て準備に着手することとしているといった記載であったり、あとは御参考ですが、16～20日のところでも、当初から不同意の場合には早めに準備を始めるといった回答があったりもしております。

また、31～40日目のところで家庭裁判所からの要請もあったりもしますので、家裁とのやり取りといったところも31～40日目で準備を開始しているようなところがあるかどうか教えております。

11ページ目でございます。先ほど準備のお話をさせていただきました。そこが31～40日といった数字でございましたけれども、では、申立て自身をするのはいつかといいますと、その後の41～45日という結果になってございます。

12ページ目でございますが、児童福祉法33条5項の申立ての書類について作成は主に誰が行うのかといったところでございます。結果としては、弁護士も非常勤の方である程度お作りいただいているというところもございますが、児童福祉司が最も多いという結果になってございます。

なお、今は御確認いただく必要はないのですが、30ページ以降に児童福祉法28条1項の審判の場合の数字なども御用意させていただいております。その場合だと非常勤の弁護士が非常に多くなっているといった傾向がございます。

13ページ目は、今度は申立書の本体の作成はどれぐらいの時間がかかるのですかというところですが、3時間未満とするようなところもあれば、2日程度、もしくは2日以上かかるといったところがございます。

また、先ほど申し上げたとおり、御参考ですが、児童福祉法28条1項の審判の場合はもう少し時間がかかるといった傾向がございます。

14ページ目は、では、申立書類のうち証拠書類はどうなっているかというところですが、本体のものよりはやはり少し長めでございまして、2日とか2日以上に寄っているといった傾向がございます。

15ページ目は、では、その書類の作成を踏まえた決裁手続でございまして、決裁が終了するまでに1日ないし2日といったところで決裁が完了しているといった結果が出ております。

16ページ目でございますが、児童福祉法33条5項の審判について家裁から審問期日への出廷を求められるかというところがございますが、結果としては2つに分かれておりまして、申立てをした全件を求められますというところと、出廷を求められることはないといったところがほぼ同数といった結果でございます。

なお、児童福祉法28条1項の審判の場合は申立てした全件が多いといった結果になってございます。

17ページ目が、では、その審問期日はどれぐらいの時間を要するのかといったところでございますが、15分程度～1時間以上といったところで、案件によってのばらつきが見られているのかといったところです。

なお、出廷者は児童福祉司、スーパーバイザーといったところが多いかといった形でございます。

18ページ目でございますが、児童福祉法33条5項の審判を導入した効果として、どのように受け止めているかというところでございます。司法のお墨つきをもらえることで親権者等に指導しやすく、納得も得られやすいといったコメント、一時保護期間を意識して計画的なケースワークをするようになったなど、家裁とのやり取りの中でこういった傾向が見られてくるようになってきているのかといったところがうかがえると認識しております。

19ページ目でございますが、児童福祉法33条5項の審判に関し、課題とを感じる事項といったところで、大きなもので5点掲げてございますが、事務量が膨大で負担が大きいといったものであったりとか、その裏返しといたしまししょうか、調査などのための期間がなかなか足りないといったお話もございます。一方で、証拠書類の開示・非開示の問題などもございます。この検討会でそれらの問題についても御議論をいただければと思います。

20ページ目でございます。児童福祉法33条1項または2項に基づく一時保護決定についての行政不服審査、取消訴訟の件数の規模感といったところで調査をしたものでございます。件数は、行政不服審査の場合の件数が100～150件程度、取消訴訟については1桁台といったところでございます。

21ページ目で、では、その行政不服審査の弁明書及び反論書の作成者といったところで、担当の児童福祉司ないしスーパーバイザーがつくっているといったところが分かります。

22ページ以降は、また少し毛色が変わっておりまして、一時保護につきまして行政訴訟、法33条5項の審判に加えて、司法審査の手続を強化することが必要か否かといったところの質問に対する回答でございます。

なお、この司法審査の手続の強化の意味するところでございますが、新たに司法審査を行う手続の追加でございますとか、既存の司法審査の頻度の増加でございますとか、そういったものを想定してございますが、結果としては「必要でない」が71%。

なお、御参考で平成28年の類似の調査時点では「必要である」「必要でない」が同数の35%、36%であったところ、今回は「必要でない」が71%といった結果になってございます。

23ページ目でございますが、今度、仮に司法審査の手続を強化する場合といったところで、一時保護の延長の審判における親権者等の同意、要はどういった同意の場合について強化をしていくのがいいのかといった御質問をさせていただいております。「同意のない場合に限って対象とすべき」が8割強といった回答をいただいております。

また、その一時保護の延長の審判の頻度でございますが、2か月でいいのか、1か月でいいのかといったところでございますが「現行の2ヶ月のままでよい」が95%といった数

字になってございます。

24ページ目でございますが、今度は一時保護の開始決定で、現在は司法審査がないのですけれども、それをやるとするならばというところでの御意見をいただいております。「現行制度のままでよい」が76%というようなところでございます。

25ページ目でございますが、一時保護の開始決定に司法審査を導入する場合、では、どういった親権者の同意の場合においてなのかというところで「同意のない場合に限り対象とすべき」が86%といった結果になってございます。

26ページ目でございますが、では、そのような司法審査の手續の強化の場合において、児相の体制整備といったところについて必要か否かという御質問をさせていただいたところ、例えば法務担当事務職員の配置などが必要だといったコメントで「必要である」が9割の回答をいただいております。

27ページ目でございます。現行の家事審判手續に関して、現在、15歳以上は必ず子どもからの意見聴取、15歳未満の場合は努力義務という中において、子どもからの意見聴取についてどのように考えるかというところでございます。「現行制度のままでよい」が6割弱、56%という数字でございますが、一方で年齢の引下げでございませうとか、一律に年齢で区別すべきではないといったところで4割の御意見をいただいているという状況でございます。

28ページ目でございますが、こういった御質問のほかに、一時保護手續に関する司法審査についての御意見といったところで、警察や家庭裁判所など別の機関が一時保護の決定を行う制度とすべきといった御意見であるとか、司法関与の導入・強化の際には手續の簡素化、児相の体制強化を検討すべきといった御意見などをいただいているところでございます。

29ページ目は、そういった意見に加えて、一時保護手續についての課題、改善策といったところを御質問しておりますが、事務処理の負担が大きいでございませうとか、子どもの意見を酌み取る方法といったところに課題があるといった御意見などもいただいているところでございます。

30ページ目でございます。先ほど12ページのところで33条5項のものを御説明させていただきましたが、30ページ以降が28条1項各号の申立ての手續についての質問でございます。

28条1項各号の申立書類について、主に誰がその書類をつくっているのかといったところですが、非常勤などの弁護士が多く、続いて児童福祉司が対応しているといった結果になっております。

31ページ目は、先ほど申立書の33条5項の場合のお話をさせていただきましたが、同様に申立書本体の作成にあたって、28条1項の場合はどうなっているかというところ5日以上ぐらいまでばらつきが出てきている、長い傾向が出てきているというところでございます。

32ページ目の証拠書類の作成についても、同様に33条5項のものよりも長い時間を要す

るといった傾向が見られます。

33ページ目でございます。決裁手続についてでございますが、こちらは33条5項と同様に1～2日間程度で決裁手続が終わっているというところでございます。

34ページ目ですが、家裁から審問期日への出廷を求められることについてといったところでございますけれども「申立をした全件」といったところが求められております。

35ページ目ですが、では、1回の審問期日につき、どの程度の時間を要するのかといったところでございますが、こちら時間もまちまちといったところがございますが、先ほどのものよりも少し時間がかかるような傾向が見られるかと思われまます。

また、出廷する者については、担当の児童福祉司であるとかスーパーバイザーが多いといった結果になってございます。

36ページ目ですが、28条1項各号の規定に基づく27条1項3号の措置決定について行政不服審査、取消訴訟の件数といったところがございますが、行政不服審査については20件程度、取消訴訟については1～10件といったところがございます。

37ページ目でございますが、こちらは一時保護期間中というよりも、一時保護が終わった後の27条1項3号の措置決定において、親権者等の同意を得る上で課題となる説明事項は何でしょうかといった御質問でございます。上位3つを掲げさせていただくとすれば「措置理由」「措置中における面会・通信の制限」「措置にかかる保護者の費用負担」といったものがございます。

同様に、38ページ目は児福法の28条、27条に基づく手続について課題と感ずる事項といったところで、審判手続に時間を要するなどもありますけれども、27条、28条の入所措置の保護者負担金を求めることについて、支援関係に支障があるといったコメントもございます。

39ページ目、40ページ目ともにでございますが、面会通信制限、接近禁止命令についてでございます。面会通信制限、接近禁止命令ともに利用件数は必ずしも多くないのですけれども、その理由としては必要となる事例がそもそも多くない、一時保護などでそういった通信制限などの手段以外の手段により対応しているといったところが分かるといった状況でございます。

41ページ目でございますが、では、現行の面会通信制限、接近禁止命令の制度について課題と考えられるところがございますが、実効性、処分として行わなくとも、運用の中で対応できるという御意見がある一方で、在宅ケースには接近禁止命令が出せるようにすべきといった御意見もございます。

具体的に、現行法に規定される以外の場面で、こういった場合に必要と考えられますかという御質問についても、在宅ケースが挙げられたりもしているところがございます。

42ページ目でございますが、面会通信制限、接近禁止命令にそれぞれ司法審査の手続を導入することについてといったところがございますが、司法審査の導入が必要という意見が多いというところもございますけれども、意見としては二分しているかといったところ

もでございます。

43ページ目が、児童虐待防止法に基づく臨検・捜索についてでございます。必要となる事例が多くない、ほかの手段により対応しているといった理由から実施件数が少ないといった傾向でございます。

44ページ目でございますが、裁判所から保護者の指導勧告が出されたケースについてといったところでございますが、保護者の態度や指導後の行動変化などといったところがございます。保護者の行動が変わる・変わらないというのはまちまちといったところがございますが、勧告という仕組みについては活用がされてきている状況かといったところがございます。

45ページ目が、裁判所の勧告の活用における課題等について御意見をいただいたものになっております。

46ページ目でございますが、現行の裁判所の勧告制度に加えて、さらに裁判所の関与を強化するべきかといったところがございますが「強化するべき」「強化する必要は無い」が同数程度で2つに割れているといった状況でございます。

47ページ目でございますが、今度は一時保護等の決定であるとか、入所措置等の決定といった各種手続における子どもの意向の聴取についてでございますけれども、その意向聴取の手続を設けている児童相談所は8割程度あります。

一方で、意向等を考慮・反映する手続を設けている児童相談所は5～6割程度といった結果になってございます。

1枚割愛させていただいて、49ページ目でございますけれども、児童福祉法に基づく訓戒・誓約についてでございます。活用している児相が66程度ございます。具体の場面としては、虐待リスクが低減しつつある保護者に対し、再発防止や注意喚起のために活用している、児童福祉司の指導より強い措置として利用しているといったところで活用いただいているような事例が示されております。

実態把握調査の結果については、簡単でございますが、以上でございます。

続いて、資料4を御覧いただければと思います。「今後の検討事項及び進め方について（議論のためのたたき台）」として、大変僭越ではございますが、事務局で資料2、資料3を踏まえつつ、たたき台として御用意させていただいたものでございます。一時保護に関して、時間軸として開始するとき、保護期間中、解除するときの3つに分けて、それぞれに応じてどういった論点が考えられるかといったところを確認させていただいたものでございます。

(1)として、開始にあたっての手続といったところがございますが、例えば一時保護の決定に関する家庭裁判所の審査の在り方であるとか、一時保護委託の在り方といったところを書かせていただいております。

保護期間中の手続についてといったところがございますが、一時保護所内の処遇の在り方といったところも掲げさせていただいております。

また、一時保護解除にあたっての手續といったところで、解除にあたってのアセスメントやカンファレンスの在り方、また、先ほどの調査結果などでも一時保護を解除した後の課題として費用負担などもございましたけれども、そういう解除後の処遇の決定手續における課題であるとか、保護者支援プログラムの活用促進といったところなどを論点としてお示しさせていただいたところでございます。

駆け足でございますが、以上でございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、以上の説明、資料、本検討会の今後の検討事項や進め方等について、構成員の皆様から御質問、御意見がございましたら頂戴できればと思います。

御意見のある方は挙手をしていただくか、ウェブ参加の方は「手を挙げる」機能を御利用いただければということで、これから1時間ほど御意見等をお受けしたいと思います。よろしくお祈りします。

いかがでしょうか。

中村構成員、お願いします。

○中村構成員 中村です。よろしくお祈りします。

私は今回、社会的養護の経験者としてこの検討会に参加させていただいていますが、このたたき台の部分の一時保護の開始・保護期間中・解除ということで（1）から（3）まで出させていただいていますが、子どもの意向聴取がすごく大切だと思っております、全ての（1）から（3）においての子どもの意向聴取ということが検討されるのか、それとも一応、文字としてはここに書かれていませんので、どこかの時点でそれを別途考えていただくのかというところを御検討いただけたらと思います。

もう一点、渡辺局長からありましたように、一時保護所の処遇の問題がすごく大きいかと思っており、経験者同士でも処遇における経験談としていろいろ話されているところですので、ここでも処遇の部分も含めてお話しただけというか、検討の議題の一部になると良いなと思っております。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

処遇については（2）の最初のポツで「一時保護所内の処遇の在り方」とありますけれども、これ以外にもというところですか。

○中村構成員 記載はされていますが、すごく重要なテーマだと思いますので、しっかり議論していただけたらうれしいということです。

○吉田座長 分かりました。

それでは、最初の御質問ですけれども、子どもの意向聴取というものが今日のたたき台の中には入っておりませんが、どのような位置づけになるのか、もしよろしければお答えいただければと思います。

○野村大臣官房総務課企画官 子ども家庭局の野村でございます。

意向聴取については、子どもの権利条約の関係でも非常に重要だと認識しておりますので、論点のほうにしっかりと掲げさせていただければと思っております。

○吉田座長 このたたき台は、今日、ここで最初のバージョンが出てきたということで、また随時、中身を更新する、豊富になっていくということですね。ありがとうございます。

ほかに御質問はいかがでしょうか。

ウェブで藤林構成員から御質問があるようです。では、お願いいたします。

○藤林構成員 今の中村構成員の意見に関連して、子どもの意見聴取、意向聴取の仕組みも論点にあるというわけなのですけれども、当然、その中には子どもの意見表明支援も含まれると理解していいのかというのが質問というか、意見です。

もう一点、保護者、親権者の意見聴取、意向聴取は現に行われていると思うのですけれども、保護者の中には様々な身体的、精神的なハンディを持っている方もいらっしゃるので、保護者の意見表明支援についても議論するべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○吉田座長 御質問ありがとうございます。

それでは、ただいまの御質問につきまして、いかがでしょうか。

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 御質問ありがとうございます。

1点目の意見表明支援員も意見聴取の具体的な方法として、権利擁護のためのワーキングチームも別途やっておりますけれども、今まさにそちらでも議論されていることでして、当然、一時保護回りでもそうした論点があると思しますので、ぜひ取り上げていきたいと思っております。

2点目は、意見聴取するといった際に、当然、子と親と双方あると思しますので、それぞれどうやっていったらいいかは論点になるだろうと思っております。

○吉田座長 藤林構成員、よろしいでしょうか。

○藤林構成員 私の質問は、保護者の意見聴取は当然なのですけれども、保護者に対しても意見表明支援というか、アドボケイトが必要な場合もあると思うのですけれども、それも含めた議論と理解してよろしいでしょうか。

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 まさにそうしたことも含めて幅広く御議論いただければと思います。

○吉田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、橋本和明構成員、お願いいたします。

○橋本和明構成員 花園大学の橋本です。

一時保護中は非常に変化が多いときだと思うのです。入ったときの様子と、間の様子、出るときの様子は保護者も子どももやはり同じだと思うのです。ここの議論のたたき台の中に、中間のアセスメントはありませんけれども、開始にあたってのアセスメント、出るときのアセスメントの連続性というか、絡んでいる関係性みたいなところも今回議論にな

ったら非常に有意義だと思っております。

○吉田座長 ありがとうございます。

この辺りはいかがでしょうか。当然、アセスメントはそれぞれの場面で問題になってきていて、これをどうつなげるかですね。

○野村大臣官房総務課企画官 まさにそのぶつ切りのアセスメントはあまり考えにくいと思っておりますので、そこは今後の検討会の場でその連動部分などいろいろと御意見をいただければと思います。

○吉田座長 橋本和明構成員、いかがでしょうか。もし補足があれば、よろしいですか。

それでは、ほかの御意見をお願いいたします。ございませんか。

杉山構成員、お願いします。

○杉山構成員 杉山です。

質問なのですけれども、今回、実態把握調査ということで、児童相談所側への聞き取り調査の結果で詳細なものを御準備いただいたのですけれども、今後、一時保護にどれほど家裁が関わっていくのか、司法関与を強化するかどうかも含めて検討するとして、現在の家裁の手續がどれぐらいの期間がかかっているのかとか、どれほど負担になっているのかとか、どのような結果で終わっているのかなど、裁判所側の実態調査もないと議論ができないように思っているのですけれども、その点は同時並行でされる予定なのか、お伺いしたいと思っております。

○吉田座長 家庭裁判所のほうの実態ということですね。

○杉山構成員 そうです。

○吉田座長 もしお差し支えなければ、これは家庭裁判所または最高裁の方にお答えいただけるとありがたいのですが。

○木村最高裁判所事務総局家庭局第二課長 最高裁の木村と申します。

ただいまいただきましたお話でございますので、私がこの場で即答ができませんもので、恐縮でございますが、そのような発言があったということは認識した上で、本日のところはこの程度ということで失礼させていただきます。

○吉田座長 今の点につきましては、御検討いただけるということでよろしいのでしょうか。

○木村最高裁判所事務総局家庭局第二課長 すみません。どのような形になるかどうかは、本日いただいたばかりでございますので、持ち帰らせていただきたいと思います。

○吉田座長 分かりました。ありがとうございます。

杉山構成員、今の点はよろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、土居構成員、お願いいたします。

○土居構成員 今の杉山構成員のお話とかぶっているので、ここで御発言させていただこうと思いました。

児童相談所の現場に対する負担感についての調査はこれまでいろいろ厚労省のほうで考えていただいて、していただいていると思うのですが、裁判所の現場のほうの負担感が見えてこないのので、私自身もそこを知りたいというのが一点と、28条にしろ、33条の審判にせよ、裁判所に申立てを行うと、裁判所の中がざわついているのはよく分かっておりまして、かなり負担なのだということは理解しております。

これまでの議論、前回の検討会の中でも出てきたように、現場の負担が大きいという意見があって、それは児童相談所だけではなくて、家裁の人員のほうも増やしていかなければいけないのではないか、家裁の体制も整えていかなければいけないのではないかと言われていた中で、裁判所のほうがどの程度その辺を認識されているのかというのを知りたいと考えております。

あわせて、この議論のたたき台についてなのですが、先ほど橋本構成員からぶつ切りのアセスメントのお話があったのですが、私は常勤弁護士ですので、そちらの立場から発言させていただいておりますけれども、私も同じようにぶつ切りの司法審査は物すごくやりにくくて、その時その時に家庭裁判所に申し立てるというやり方がとてもやりにくい。

これは前回の検討会でも出されていたと思うのですが、一連の手続の中で、例えば一時保護なら一時保護の申立てをするのではなくて、後見人が活動する際と同様の形で、一度申立てがあったら、その中で裁判所の許可を取りながらいろいろやっていく。その中に子どもの意見聴取であったり、保護者の意見聴取であったりという手続を加えていくといった形の司法審査が取れないものかとずっと考えておりまして、その辺りも今回議論されれば良いなと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○吉田座長 事務局のほうはいかがでしょうか。

要は、今回のたたき台の中に今おっしゃったような項目を入れ、ここで議論するという御提案ですね。

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 いずれも裁判所のほうでどのような対応があり得るのか、よく御検討いただく必要もあるかと思っておりますので、それは後日また相談させていただきたいと思っております。

○吉田座長 構成員として法務省、裁判所の方がおられますし、オブザーバーもおられますので、また今後、どういう形で議論するかを詰めていきたいと思っております。

あと、体制整備も前回の議論の整理とか、あちこちで児童相談所の体制整備と併せて家庭裁判所のという話も出てきているので、もし可能であればその辺りの実態もお示しいただけると、ここで議論するときの材料として有益ではないかと思っておりますので、御検討をよろしくお願いいたします。

お願いします。

○野村大臣官房総務課企画官 今回のこの検討会については、今の制度であるとか、今回の平成29年の改正であるとか、そういったものを受けて、では、その実態はどうなのかと

いったところをまさに検証、検討していただくものと認識しておりますので、先ほど土居構成員からお話があったようなことについても、この検討会の中でそういったところが必要かどうかといったところなどについても御議論いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○吉田座長 よろしく願いいたします。

ほかにはいかがですか。

それでは、鈴木構成員、お願いいたします。

○鈴木構成員 鈴木でございます。よろしくお願い致します。

今、負担感というお話が出ていますけれども、例えば児童相談所の現場が時間的に切迫して、大変つらい。それは多分、家庭裁判所も一緒だと思うのです。そのようなことがあるという負担感もあると思うのですが、例えば一時保護を決定することにおいて、分からない中で決めていかなければいけないという負担感もあると思うのです。その辺が例えば児相の処遇をいろいろと進める中でも、見えないところをどうしていくのかというところは多分みんな悩んでいるところだと思いますので、その辺もできたら入れていただけたらと思います。

○吉田座長 ありがとうございます。

そうしたところは児童相談所の現場のほうからより具体的なものとして出していただけるとよろしいかと思っておりますので、ぜひよろしくお願い致します。

ほかは。

高橋構成員、よろしくお願い致します。

○高橋構成員 今の鈴木構成員のお話に重ねてになって行って、だんだん遡ってしまうと思うのですが、出だしのところで中村構成員がおっしゃった子どもの意向の話から始まって、ずっと上ってくると結局、では、一時保護の審査は何をやりたいのかという話に最後は行き着くのだと思うのです。どういうものを審査していくのかということを整理しないと、そこがぶれると立てつけがみんな変わってしまうのかなと思うので、ベースの議論としてそういうところも少し入るといいかと思っています。

○吉田座長 これも追加してほしい論点ということではよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

皆さんのほうでなければ、私から一つ、ほかの検討会との関連なのですけれども、ここで一時保護所内での子どもの権利擁護、また、入り口から出口のことになってきて、これも重大な論点だと。そうすると、その子どもの権利擁護を行うための仕組みも当然必要になるわけで、これが今、同時並行している権利擁護のほうの検討会とこちらの一時保護所の権利擁護と一部ダブると思うのですけれども、その辺の整理をどのようにしたらいいのか。今後、議論していくときに重なるなり、また、双方で議論の内容を共有しておくことより効果的にいくと思うのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 おっしゃるとおり、重なる部分がありまして、共有していくことは大事かと思っております。

御指摘の子どもの権利擁護のためのワーキングチームは、一時保護にとどまらず、措置をする段階、あるいはその後、措置した施設で暮らしている子どもの意見表明をどうするか。そうした児童養護全般にわたって権利擁護の仕組みをどう入れていくかという、より射程の広い議論をしておりますけれども、この検討会では一時保護回りに焦点を絞って意見表明の支援であるといったことも議論いただければと思っております。まさに重なりはありまして、矛盾するものではなく、それぞれ検討を深めていければということだと思えます。

○吉田座長 ありがとうございます。

一時保護所特有の問題もあるし、子どもの意見を聴取する状況なり方法も、また施設等と異なるものがあるというところで、こちらでその辺りを中心に議論するということになるかと思えます。

ほかにいかがですか。

それでは、高田構成員、お願いいたします。

○高田構成員 先ほど家庭裁判所の運用の状況に関するご説明があり、その中で審問期日についていろいろな調査結果が示されておりますが、この審問期日を、例えば一時保護延長の承認審判の申立てのうち、どのぐらいの割合・比率で行っているのかといった点も含めて、実際の家庭裁判所での事件処理の実情をお教えいただきたいと存じます。

○吉田座長 そういう御要望ということで、また裁判所のほうで御検討ください。

今までのお話を伺っていると、児童相談所関係は今日の資料でかなり分かってきましたけれども、裁判所でどういう手続が行われていて、その実態がとか、その課題というところ、我々はなかなか知ることができない。ところが、裁判所は裁判所としての独自の立場がありかと思えますので、なかなか裁判官にアンケート調査をするわけにもいかないでしょうから、そこをどうお伝えいただくかということも御検討いただければと思えます。

その点でいうと、この一時保護とか28条だけではなくて、子どもの意見聴取が裁判所の中でどのように行われているのかというのが、通常の家事事件と同じように子どもの意見が問題になってくると私は思いますので、場合によっては離婚等の家事事件の中での子どもの意見表明というものが家裁ではこういうことだと、例えば何らかの調査研究などがあれば、そうしたものを資料としてお出しいただくということでもよろしいのではないかと思います。

ほかにいかがですか。

それでは、川瀬構成員、お願いします。

○川瀬構成員 私も経験者としての立場からお話をさせていただくのですが、一時保護をされている期間は子どもにとってはかなり重要な決定がなされるということなので、その記録の保管とか、時間が経ったときに、自分がどのような経緯で保護さ

れて、どのような判断の下で措置をされた、あるいは家庭での支援の措置になったのかということ、取り扱われた経緯を後からでも本人が遡って知ることが、例えば現行では25歳で記録の保管期限が切られるところがあるのですけれども、この一時保護の過程の中で、司法の関与というところになっていくときに、誰がどのように記録を保管して、どのように本人の知る権利を保障していけるのかということも併せて御検討いただけないかと思っております。

○吉田座長 ありがとうございます。

いろいろと検討すべき課題を出していただきまして、ありがとうございます。

個々ばらばらでも、こういう事項をここで取り上げるべきだというものを出していただいて、それをまた事務局のほうで整理して大きくまとめ上げたりしてということが必要になってきますので、今日は第1回目ということですので、皆さんからどんどん宿題とか、こういう点を議論したいというものを一種のブレインストーミングのようなつもりで出していただくと大変ありがたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

中村構成員、お願いします。

○中村構成員 中村です。

先ほどの実態把握調査の結果の中で、児童相談所側のデータとして、現状のままがいいのではないかという意見があるかと。

○吉田座長 何回ですか。

○中村構成員 現行の制度のままでよい、制度を変えたりとか、新しいものを受け入れるのに抵抗感があるような雰囲気を感じています。ここでたくさん話し合われても、実際に活用される児童相談所側の方たちが活用しにくいと思われるのはよくないということも含めて、この検討会では児童相談所側の方もたくさん参加されているということですので、ぜひ現場の方々がよりよいというか、使いやすい制度にならないと、一番不利益を被るのはやはり子どもだと感じています。現場の方たちがこんなものは嫌だと思わないものをつくらないといけない、考えないといけないと思っています。そのような視点からもぜひ児童相談所の方々からの御意見もお聞きしたいと思っています。

○吉田座長 ありがとうございます。

構成員として入っておられますけれども、それをほかにもということですね。

そういう点で、事務局のほうにお聞きしたいのは、ここで一応ヒアリングも予定されているということですね。ですので、ヒアリングのときにどういう方においていただきたいかということもこの検討会の中でお出しいただいて、そうすると、また全然違う視点の話が出てくると思いますので、皆さんのほうから御推薦いただくなり、その立場なりをお伝えいただくということで今後のヒアリングに役立てたいと思います。

それでは、藤林構成員、お願いします。

○藤林構成員 また中村構成員の質問に触発されたのですけれども、資料3にある児童相談所側の負担感がいろいろ出ていたりしているわけなのです。こういった児童相談所側の

負担感と、「今のままでいいのではないか」という意見と、この辺はせつかく調査をされたので、クロス集計をして、児童相談所の現状の体制、例えば、弁護士の常勤がいるのかいないのか、人口割合に児童福祉司がどれぐらいいるのか、もし可能であれば、そこら辺のクロス集計をしていただいて御提示いただければいいかと思っています。

もう一点は、先ほどの今後の議論の進め方のような形で1点確認したかったのですけれども「(3) 一時保護解除にあたっての手續について」の2番目のポツの「一時保護の解除後の処遇の決定手續における課題」の中で、ここは入るのかどうかというのを確認したかったのですが、たしか3号措置の場合の負担金が課題という自由回答が資料3のどこかにあったのですね。これは手續の中に含まれると考えてよろしいのか。

以前から3号措置の場合の負担金は今のままでいいのかどうかというのは、私はずっと疑問に思っていて、この場でこのことが議論できるというのは、今までになかったことなので、重要な課題と思っています。

以上です。

○吉田座長 事務局のほうはいかがですか。

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 1点目のクロス集計については、どのようなデータが対応できるか検討させていただきたいと思います。

また、2点目の負担金ですけれども、まさに一時保護を解除して次へ行くステップの手續の一環と言えらると思いますので、御指摘の項目に入ってきて得る論点だと考えております。

○吉田座長 藤林構成員、よろしいでしょうか。

○藤林構成員 了解です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、茂木構成員、お願いします。

○茂木構成員 今回、一時保護所内の処遇の在り方について議論をいただけるということで、非常に興味を持っております。様々な場面で一時保護所内の処遇が非常に問題であるとか、権利侵害が行われているということが言われておりますけれども、どうしてこういった実態が起きているのかについてはやはり明確にしていけないのだろうと思います。昨年度、ある自治体では入所率が300%を超えている日が数週間続いたという実態なんかもあるわけですね。こうした議論を抜きに生活環境をどうするかとか、あるいは行き過ぎたルールが問題ではないかということ自体が現場からは反発しか出てこないということになるのかなど。

大きな課題としては、体制規模だとか、必要な施設が整備されていないというところに行き着くのですけれども、こうしたところをきちんと議論していくことが一時保護中の子どもの権利擁護につながっていくと考えられますので、その処遇の在り方をただ目標だとか在り方を提案していくのではなくて、劣悪とされている、あるいは問題とされている要因等についてきっちりと分析をしていくことをぜひお願いしたいと思っています。

○吉田座長 そうしますと、その前提として、例えばそうした資料、データが欲しいとい

うことでしょうか。

○茂木構成員 多分、探せばあると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○吉田座長 一時保護所について幾つも調査がありますけれども、それを少し整理して、実態を踏まえた議論にしていこうということですね。分かりました。

それでは、藤林構成員、お願いいたします。

○藤林構成員 今の一時保護所の実態調査なのですが、多分「一時保護ガイドライン」が発出された後、各自治体においてどのような一時保護体制を取っているのか。一時保護所であるとか委託一時保護がどんなふうに運用されているのか、または権利擁護であるとか意見表明支援をどうやっているのかというのは、新たな調査を行わないと分からない部分があるのではないかと思いますので、もし必要があれば、ぜひそのような現状の調査も御検討いただきたいと思っています。

○吉田座長 ありがとうございます。

この検討会の進行中であっても、必要であればそうした調査を追いかけていただくという事は可能でしょうか。

○野村大臣官房総務課企画官 先ほど申し上げたとおり、現行制度、それから、これまでの改正で実態を踏まえての検証であるとか、御議論いただきたいといったところがございますので、もちろん、できる限り事務局としては対応させていただこうという考えはございますけれども、やはり自治体の負担でございますとか、この議論の広がりであるといったところも勘案しながら考えていく必要もございますので、例えば書類を出しての調査といった形ではなく、ヒアリングでの対応であるとか、何かそういったところなど、もろもろ、その仕方も含めていろいろ御相談させていただければと思います。

○吉田座長 よろしく申し上げます。

ほかはいかがですか。

まず、高橋構成員、お願いいたします。

○高橋構成員 高橋です。

どうしていいのかわちょっと分からないのですが、気になっていることとして、勧告とか、接近禁止とか、面会通信制限という調査結果の数字は今日出していただいているのですが、実際問題、すごく数が少なくて、しかも、例えば勧告だとやるところは積極的にやるけれども、やらないところは全然やらないという前提になっていて、ただ、この統計の数字だけを見ても、議論が難しいというか、かみ合わないのだろうと思っています。

では、制度設計をするときに、それはどういうことをやればいいのか、僕には全然分からないので、常勤の弁護士が2人いらっしゃるので、もし何か提案があればと思って振るのですけれども、どうでしょう。

○吉田座長 土居構成員、または橋本佳子構成員。

○土居構成員 接近禁止については、実は橋本構成員がつい最近やられているところですので、お任せしたいと思います。

○橋本佳子構成員 すみません。面会通信制限と接近禁止命令については、確かに実際にやってみて非常に使い勝手ですとか罰則も含めて、今、行政手続法で児童相談所長が発出するという法律の形になっているかと思うのですけれども、基本的に私としてはその法律の制度や罰則の程度といったものも含めて議論いただけると大変ありがたいと思っております。

それにあたって、現状、私が今実際にやっているケースもいろいろな課題が出て、実際に裁判でかなり議論されている点もあって、そういったところも踏まえて検討いただけると、より中身のあるものになるのではないかと思います。

○吉田座長 ありがとうございます。

このたたき台の（２）の２番目のところに一応入っておりますけれども、実際のケースでどうなのかと。今日の調査報告の中にもその運用状況がありましたけれども、もう少し突っ込んだ内容が欲しいということですね。この（２）の２番目のポツの議論のときには、そうしたデータがあるととても議論を深められるだろうと思いますので、よろしくお願ひします。

ほかは。

失礼しました。橋本和明構成員。

○橋本和明構成員 橋本です。

司法関与になる前に、児童福祉審議会の審査部会というものがあると思うのです。私も長年、大阪市でその部会の部会長をしていましたけれども、２か月超えの案件を審査にかけるとか、意見を聞く、あるいは28条を出す前に意見を聞くというシステムがあると思うのですが、全国的にこれがどこまで機能しているのか。司法の審査にかける前に、個々の部会の在り方というか、本当に有効なのかどうかということも今回の課題の一つかと考えております。

○吉田座長 ありがとうございます。

前回の法改正のときにも、既存の制度をどう活用するかという中で児童福祉審議会の活用という話も出て、司法審査の在り方とその問題は切っても切れない関係がありますので、これを議論するときにはぜひその観点も含めて議論したいと思っています。

それでは、久保野構成員、お願いします。

○久保野構成員 恐れ入ります。久保野でございます。

この調査結果に関わる観点についての発言になりますけれども、結論のほうから申しますと、親権の停止ですとか喪失といった手段との関係ですとか、特別養子制度の活用が図られるための法改正がありましたので、そういうところの影響と申しますか、関係があるのかないのかといったところについて視点を入れて教えていただき、検討が必要なようであれば、その関係などについても視野に入れたらよいと思います。

調査結果の中でも、例えば一時保護の延長との関係で、むしろ28条審判や親権停止の手続を採るべきだという御意見の回答のところがあるという御紹介がありますし、また、接

近禁止や面会通信の制限については、直接の親権等の重要な権利制約であるということが意見の重要なポイントとして紹介されておりますので、観点としてそれも入れて議論できたらと思います。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

児童相談所はもちろん、家庭裁判所も含めて、児童虐待等に関連する事件での負担感、要は司法審査にかけるといふとき、全体を見て児童相談所の負担感はどうか、家庭裁判所の負担感はどうかということですから、そちらのほうの数字も併せて見ていただくと確かに全体像が見えてくるかという気はします。重要な御指摘をありがとうございました。

ほかにございますか。

では、橋本佳子構成員、お願いいたします。

○橋本佳子構成員 名古屋市児相の橋本です。

一時保護の司法審査のお話があったかと思うのですけれども、今は親権者が同意しているかどうかというところが要件になっていると思うのですが、実際、全国の児童相談所で一時保護や、その後更新するかしないかという同意をどれだけきちんと取っているのかというのは、私個人としては自分が実際に仕事をしている中でも非常に疑問に感じることはありまして、先ほど保護者の方の意見表明の支援という話もあったかと思うのですけれども、児童相談所の中でもきちんとその辺の手続保障というところはしっかり議論したほうがいい議題なのではないかと思います。

○吉田座長 ありがとうございます。

先ほどの御指摘にありましたような保護者の意見表明支援の中にそうした論点も入れるということになるかと思ひます。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。ございませんでしょうか。

それでは、土居構成員、お願いいたします。

○土居構成員 これは質問になるのですけれども、今回のたたき台の中の（１）の３つ目のポツに「児童相談所の調査の在り方」とあるのですけれども、これが意図するところは、要は児童相談所の調査権についての定めをきちんとしたものをつくろうという議題ということでしょうか。

○吉田座長 お願いいたします。

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 調査権限が法令にはっきり明確に書かれていないのでやりづらいという、このアンケート調査に回答して下さった児童相談所からの御意見もありましたので、まさにそういう論点ということになります。

○吉田座長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

では、久保野構成員、お願いいたします。

○久保野構成員 久保野でございます。

私が専門のところではないところに口を出すような発言になるのですけれども、先ほど高橋構成員から、基本的なスタンスが地域によってということかどうかは必ずしも分かっていないのですけれども、接近禁止命令等の使い方について違いがあるのではないかとこの御趣旨の御指摘があったように思いました。また、これは伝聞ですけれども、この分野に関わる弁護士の方かどうかも自信がないのですけれども、携わる専門家の方々の間で、指導勧告の使い方について御意見の違いがあるということも私も伺うことがありまして、もしそういう対照的な御意見、あるいは実務の違いがあるようでしたら、その両方についての見取り図といたしますか、それを御紹介いただけると議論がしやすいかと思えます。

以上です。

○吉田座長 どういう形でお示したほうがよろしいでしょうか。

○久保野構成員 どのようにすればいいのか、何とも判断がつかねますけれども、弁護士会としておまとめになるのは多分難しいのだろうとは思っているのですけれども、私のような実務に関わっていない者の耳にも入るようなこととして伺っているもので、何らかの形で、調査そのものについて私が何か申し上げるのは難しいのですけれども、申し上げたかったことは、調査の中でもあります。回答された機関のうちの同一の機関の中で事案全件の中でやる事案とやらない事案があるという場合もあれば、地域や専門家の立場によってどの事案であってもこれは使わないという立場と基本的には積極的に使うという立場があるのだとしますと、できるだけ両方を視野に入れて議論をさせていただけるとありがたいという指摘でございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

児童相談所による違いは当然あると思うのですけれども、一時保護所は本当に定員を大きく超えているところもあれば、十分に余裕を持って行っているところもあるということですから、一概にこうだとは言えない部分もあるということも前提に議論していく必要があるかと思うのです。そうした意味で、やり方もそれぞれにあると思うので、それも知っておきたいところです。ありがとうございます。

いかがですか。

では、鈴木構成員、お願いします。

○鈴木構成員 鈴木でございます。

今、座長がおっしゃっていただきましたような地域差は結構大きなことだと思っております。児童福祉は本当に地域によって形が全然違うところがあります。例えば一時保護所の空き具合によって、いろいろなことが変わってくるのです。職権保護をしたくてもできないということがあって、結局、保護率が変わったりする。それはやはり都市部と地方の差ということがあって、そのような地域差をきちんと見ていかないといけないと私も常々思っております。

○吉田座長 ありがとうございます。

あと、今後の進め方について、まだここで落ちている論点であったり、視点であったり

というものもあろうかと思えます。そちらのほうもぜひお願いしたいということと、調査結果についてより詳しく知りたいとか、より詳しく調べてほしいということもあるかと思うのです。まだ時間に余裕がありますので、そうした点もここでお出しただけであればと思います。

失礼いたしました。中村構成員、お願いします。

○中村構成員 何度もお話しさせていただいてすみません。皆さんを触発するような気持ちで。

今日は参加されていませんが、CRCの宮口さんが保護者支援プログラムについて発言されていただろうなと推測しています。先ほどのアンケート調査の中でも、効果があったという反面、保護者によっては、乗ってこなかったという意見もあって、私も法律とかに全然詳しくないのと表現が難しいところですが、例えば、保護者が保護者支援プログラムに参加するということについての強制力というが、絶対に参加しないとイケないといった方向性まで決めることは可能でしょうか。保護中は、子どもたちは生活が保障されていますけれども、家庭に戻ったときに、子どもたちの安全がどのように保障されるのか気になります。家族再統合というのはとても難しいテーマだと思っていますし、様々なプログラムも自治体によっては、提供されていなかったりと異なるかと思えます。

先ほどの鈴木構成員のお話と同じだと思いますが、都市部では多くあるプログラムが場所によっては全くないということもあるかと思えます。そのままが良いのかということも含めた保護者支援プログラムの在り方を考えないといけないのではと思います。

もう一つは、ここで議論するかは分からないのですが、一時保護をされなかったことによってすごく苦しんだという経験者がいる事をどう考えていくのか。ここが議論の場ではないかもしれませんが、やはりその人たちの視点もすごく重要だと思っています。

最後に、先ほども茂木構成員からもありました、大変な状況にある一時保護所もあるというお話もありましたが、ただ、子どもたちはそこで1か月生活せざるを得ないとか、学校に行けないという状況がある事。川瀬構成員もおっしゃっていたように、1か月は子どもたちにとっては重要だと思います。今回のアンケート結果においては、1か月で司法審査の準備なんてできないという御意見もあるのだろうと推測します。子どもの視点に立った一時保護と大人側の事務手続に必要な期間や状況というところでは、一時保護の法関与の在り方は違うのだろうと思います。しかし、そこはしっかり考えないと子どもが置き去りになってしまうのではないかと。期間のことが先ほど少しあったと思うのですけれども、このジレンマをどうしたらいいのかということも含めて考えないといけないと個人的には思っています。

○吉田座長 ありがとうございます。

プログラムの点も本当に地域によって、それを担える人材の問題もありますし、強制力に関しては、裁判所による勧告制度が直接、親に向けられたものではないというところも今日の調査でその実効性が担保されないという理由の一つに挙げられていましたけれども、

それもまた改めて議論するという必要かと思っています。

では、茂木構成員、お願いします。

○茂木構成員 先ほどの中村構成員の一時保護をされなかった子どもという視点はとても大事だと思うのです。つい先日保護された子どもの権利擁護ということになります。現実には保護を求めながら保護されなかった子どもはいろいろな事情があつてたくさん存在はしているのです。そういう子たちは亡くなるまではいついていませんけれども、在宅生活の中で権利侵害がかなり起きている可能性もあるので、こういったことの実態をどう把握するかというのは司法的に非常に難しいとは思いますが、視点としては保護されなかったことによる権利侵害という視点は欠いてはいけないのだろうと強く思いました。

○吉田座長 非常に重要な指摘かと思えます。

そういう点も含めて、ほかはいかがですか。

失礼しました。川瀬構成員、お願いします。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

今のお二方のお話が続いてなのですけれども、いろいろな周辺状況、例えば保護しなければいけない絶対数が多くなったり、あるいは措置先の受皿がなかったりして、子ども自身や家庭の状況に対するアセスメントではなくて、周辺の状況によって相対評価化せざるを得ない状況になっているのではないかと感じています。絶対評価から相対評価になってしまって、帰せそうな子どもから帰すとか、深刻そうな子どもから保護していく。それがきちんとした評価に基づいていけばいいのですけれども、児童福祉司の判断によって、本当に保護されるべき子どもだったり、施設や里親家庭に措置するべき子どもだったりそこに乗っかってこられないような状況があるのではないかと感じておまして、どのように絶対評価を堅持するのもまた大事なことだと思っております。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

アセスメントの方法なり指標なりというのはかなり前から研究されて、入り口のところで、出口のところで、中とそれぞれ必要になってきますけれども、これがどの程度適切にできるかというのは非常に重要な課題ですね。これの過ちで子どもが戻って命を落とすというケースがあつたわけですから、大変重要な論点かと思えます。

ほかはいかがですか。

では、藤林構成員、お願いします。

○藤林構成員 今の議論を聞いていて、在宅支援とか保護者支援プログラムを進めていっても、なかなか効果が上がらない、成果が上がらない。その状況の中で子どもが何年も過ごしているというケースがあるのではないかと聞いた御意見があつたわけなのですけれども、法律上は27条1項2号措置という制度があつて、これがうまく活用されて成果が上がれば問題はないわけなのですけれども、それが実際には成果が上がっていないケースもあるのかと思つたり、また、成果が上がっていないとか指導に乗らない場合には虐待防止法

の11条の勧告制度もあるわけなのですが、これがどのように活用されていて成果が上がっているのか上がっていないのか。

これは27条1項2号措置の活用とか、その成果、また、虐待防止法11条の勧告制度の活用とかその限界であるといった部分の調査がこの短期間でできるのかどうかは分からないのですけれども、これらもまた都道府県格差もあると聞いていまして、2号措置を非常に使っているところもあれば、使っていないところもある。虐待防止法の11条も、使っているところもあれば、使っていないところもあるという実態もあると思うのですけれども、ここの調査がもし可能であれば御検討いただければいいのかと思っています。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

なかなか時間との兼ね合いで、どこまでできるか、いろいろ工夫が必要なところかと思っています。

ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。

では、私のほうから。

全然データも何もなく、素朴な疑問なのですけれども、最初のページで平成28年から今回の調査で1.3倍に増えているということですね。都市部のほうではかなり定員超過の状況もある。とすれば、一時保護所としての受皿は限られている。ですので、そこからオーバーするとか、一時保護の解除で家庭引き取りということになっている。だから、この1.3倍の伸びというものが本当にいい具合なのか。先ほどのアセスメントでいえば、一時保護は必要だからしているのしょうけれども、家庭引き取りを考えると、一時保護は場合によっては親と子どもの権利侵害になるわけですから、それも当然、慎重なアセスメントの下に行わなければいけない。だから、それが適切なかどうかという一番入り口のところの権利侵害の問題だと思うのです。児童福祉法の改正で家庭養育優先原則が明記されたということは、やはり安易な親子分離は避けるべきだという権利委員会の指摘がある。すると、その点は果たしてどうなのだろうか。

一部の意見かもしれませんが、聞くところによると、疑わしきは分離という言葉もある。確かに分離しない結果、子どもの命が奪われたら、児童相談所、市町村に対する批判はとても大きい。だから、取りあえず分離という傾向が仮にあったとすると、これはやはり大きな問題かと思うのです。これの実態をどう捉えるかというのは分からないのですけれども、子どもと親に与える心の傷の大きさを考えれば、ここのところはきちんと見るべきだろうと思っています。そうした意味で、本当に漠とした話で、印象でしかないのですけれども、最近では児童相談所に対する様々な不服申立てもあれば、様々な法的な手段を講じるというのものもあるし、場合によっては児童相談所の措置に対する揺り戻しという現象も出ているのだとすれば、ここのところは、特に一時保護の一番大きな問題に衝突する場面ですので、アセスメントや対応というところは慎重にやるべきだと思うのですけれども、私は一時保護の問題を議論する大きな論点はここにもあると思うのです。ただ、

何をもって回答とするかは分からない。ただ、このままでいいのかなという不安がずっと私にはあるのだということをお伝えしておきたいと思います。

1人でしゃべってしまいましたけれども、皆さんのほうはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、残りの時間はあと20分ほどございますけれども、これまでの検討事項や議論の進め方、調査、そのほかを含めて、全体に関しての御意見なり御質問なりを受けたところでの御指摘をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

川瀬構成員、お願いします。

○川瀬構成員 本当に根本的なことで申し訳ございません。この検討会の先というか、ゴールみたいなものをちょっと確認したいのですけれども、これは検討会がどれぐらいのペースで開かれていって、いつまでやられていって、その後、どのように反映されていくのかということを確認させてください。

○吉田座長 それでは、事務局のほうでお願いします。

○野村大臣官房総務課企画官 野村でございます。

一応、検討会のスケジュールというところで申し上げれば、次回はまず一時保護開始にあたっての手續に関する課題を御議論いただくのかといったところで、資料4の検討事項は、今日御意見いただいたものを再整理させていただいて、また御相談かとは思っておりますけれども、次々回以降、順次そういう局面というか、時間軸に沿いながらの御議論をいただくのかと思っております。

開催頻度は一応、月1回程度を想定しておりますけれども、議論の状況によって開催間隔は調整というところがあるかとは思っています。

この検討会は平成29年の改正法や令和元年の改正法の検討規定で、期限が一応、今年度末といったところにもなっておりますので、今年度中を一つの目安としてといったところでの議論かとも考えてございます。

○吉田座長 よろしいですか。

スケジュールとしては今年度ということですね。

それで、先ほどお話があったその先はという点もですか。今後、それをどういう形でこの議論をされるということですか。

○川瀬構成員 はい。ここで議論されたことがその後どうなっていくのかというゴールのイメージをもう少しいただきたいと思います。

○野村大臣官房総務課企画官 先ほど来、少し申し上げさせていただいておりますとおり、何かこれありきといったイメージではなく、現行の制度、それから、その改正の実態を踏まえての検証、検討といったところをまずお願いさせていただきたいと思っております。その中での改善点について幅広く御意見をいただきたいと思っております。

その上で、予算措置、法改正、そういったもので対応すべきもの、その他の方法で対応すべきもの、いろいろあると思っておりますので、それは順次いろいろな御意見を聞かせていた

だきながら考えていきたいというところでございます。

○吉田座長 よろしいですか。

一応のゴールはそういうところだということですね。

では、茂木構成員、お願いします。

○茂木構成員 今後の進め方でもう一つお願いなのですが、一応、開始の議論がさつきありましたけれども、私も江戸川区に就職して驚いたのが、身柄付の一時保護がいかに多いかということです。某自治体では身柄付が全体の70%近いというのです。身柄付というのは大体夜間、休日ですので、開始のアセスメントも何もなくて開始してしまうのです。その後調査をしてアセスメントなのです。ただ、厚労省の福祉行政報告例の中には、身柄付が何件あるかとは出てこないのですよ。これは、厚労省のほうは統計とかをお持ちなのかどうか。

開始のときに警察が身柄付で送るかどうかは、警察の判断で夜中に来てしまえば児童相談所はもう保護せざるを得ないので、その辺の警察のほうの身柄付の判断みたいところでやはり少しヒアリングはしておきたいとは思っています。

○吉田座長 ありがとうございます。

そういう御要望と、もし資料があればお出しただければと思います。

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 恐らく今回取った実態調査の細目で分かると思いますので、次回以降、それはお示ししたいと思えます。

○吉田座長 そのほか、いかがでしょうか。特にございませんか。よろしいですか。

失礼しました。では、藤林構成員、お願いします。

○藤林構成員 意見というか、質問にもなるのですけれども、2つありまして、この検討会のいろいろな御議論を議論して、それが予算であるとか法改正につなげていくというようなことでしたけれども、この検討会としての取りまとめは何か一つの文書としてつくっていくのかどうか。その辺のめどについてお答えいただきたいと思っておりますが、私としては、せっかく3年をめどにしての検討ですから、何らかの文書として取りまとめることがあったほうがいいのではないかと考えています。

もう一つの意見は、先ほどの茂木構成員の意見にありました身柄付保護については非常に大きな問題なので、実態もあるのですけれども、身柄付保護についてもその在り方についての議論はやはり避けられないのではないかと考えていますので、ぜひ一つの大きな項目として取り上げていただきたいと思っております。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

そうすると、このたたき台にまた入るということですね。ありがとうございます。

文書の点は。

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 報告書については、何らかの形で提言をまとめていただきたいと思っております。

○吉田座長　そうですね。最初に茂木構成員がおっしゃったように、今まで一時保護について集中的に議論するという事はなかったものですから、この貴重な場での議論の内容とかデータというものはしっかり残しておきたいと思います。

ほかはどうですか。よろしいですか。

では、なければ、事務局のほうからお願いいたします。

○金子虐待防止対策推進室室長補佐　ありがとうございました。

次回の日程につきましては、現在調整中でございますので、改めて御連絡申し上げます。

また、本日のお話にありましたように、今後は一時保護の開始にあたっての手續、保護中の手續、解除にあたっての手續と、そうした時間軸に沿って検討を進めさせていただきたいと思います。

次回の検討会では、まず一時保護の開始にあたっての手續において検討事項を御議論いただくということを予定しておりますが、もう少し具体的な内容については、また後日、調整の上、御連絡申し上げます。

また、本日、資料3でお示した調査結果ですが、次回の検討会において、まだ集計の精査を行っている内容を反映させるとともに、一時保護の件数について、手續フローに沿って分析した資料などをお配りしつつ、引き続き御議論をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○吉田座長　ありがとうございました。

本日は皆様方から非常に幅広い御意見をいただきました。

なお、構成員の皆さんにおかれましては、追加の御意見等がございましたら、後ほど事務局にお寄せいただければと思います。

本日は初回ということもあって、まだまだこなれないところはありましたけれども、こうした検討会、審議会にしては珍しく予定よりも早く時間内に終わることができました。また次回、皆さん方からの活発な御議論をお願いして、本日はこれで終了にしたいと思います。

それでは、皆さん、長い時間どうもありがとうございました。